

幕張新都心版 MaaS 移動実態調査等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨・目的

幕張新都心は、先導的中核施設である幕張メッセの設置をはじめ、業務研究ビル、教育・研究施設や、ホテル・商業の誘致及び住宅整備の推進などにより、「職・遊・学・住」の複合機能の集積が進み、就業者・居住者・就学者及び新都心への来訪者を合わせると現在日々約 23 万人の人々が活動するまちとなっている。

本市では、幕張新都心における移動ニーズへの対応、移動と各種サービスの一体的、効率的な提供により、地域の活性化を図るとともに、新しい時代の社会的ニーズ、ライフスタイルに対応した快適で魅力的な街を実現することを目的とした「幕張新都心モビリティコンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）」が設立され、モビリティに関わる多様な主体の積極的な参画及び産官学の連携を促し、持続可能な都市づくりを推進している。

本業務は、新たなモビリティサービスと既存公共交通及び他分野サービス（商業、宿泊、観光、物流、医療、行政サービスなど）を一体的に提供する MaaS の幕張新都心での導入を見据え、現状の移動実態を調査し、必要とされる様々なニーズを把握するものである。

また、MaaS を提供するためには、交通事業者をはじめとする各主体が、それぞれ有する情報を他者が利用できる形式でデータとして整備したうえで提供等を行い、幕張新都心版 MaaS に参画する主体間での連携が必要であることから、そのデータの整理を行うものである。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 幕張新都心版 MaaS 移動実態調査等業務委託
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」とおり
- (3) 委託期間 契約締結の翌日から令和 4 年 3 月 25 日まで
- (4) 業務委託料 6,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。
- (5) 支払条件 受託者は業務完了の報告及び千葉市による検査完了後、委託料の支払いを請求できる。千葉市は支払請求を受けた日から 30 日以内に支払う。（業務完了後、一括払い）

3 事業者要件

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないもの。なお、複数の事業者により構成された共同企業体による参加も認めることとするが、すべての事業者が次のいずれにも該当しないものとし、一企画提案参加申込者の代表企業又は構成員が他の企画提案参加申込者の代表企業又は構成員となることはできない。

- (1) 法人格を有していない者
- (2) 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者
- (3) 企画提案参加申込日前 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- (4) 会社更生法（昭和 14 年法律第 154 号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
- (6) 千葉市内において都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に違反している者
- (7) 国税及び地方税を滞納している者
- (8) 千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に規定する措置要件に該当する者

4 企画提案の手続き等

(1) スケジュール

- ①公募開始日 令和3年7月7日(水)
- ②質問受付締切日 令和3年7月15日(木)
- ③質問回答日 令和3年7月19日(月)
- ④参加申込受付締切日 令和3年7月26日(月)
- ⑤選定委員会開催 令和3年7月下旬～8月上旬(予定)
- ⑥選定結果通知 令和3年8月中旬

(2) 質問の提出について

本実施要領及び仕様書等の内容について不明な点がある場合は、下記の条件で質問を受け付ける。

- ①受付期間 令和3年7月15日(木)午後5時まで
- ②質問方法 下記電子メールアドレス宛てに質問書を提出すること。なお、電話・口頭・FAX等での質問は一切受け付けない。
電子メールアドレス：tokku.POF@city.chiba.lg.jp
- ③回答 質問に対する回答は千葉市ホームページに令和3年7月19日(月)午後5時までに掲載する。なお、質問の内容により、事業者選定の公平性を保てない場合には、回答しないことがある。

(3) 参加申込について

下記書類を提出すること。なお、様式第4号、第5号及び企画提案書(任意書式)の副本については、企画提案参加申込者(共同企業体の場合は構成員を含む)が判明・特定できる表現を使用しないこと(連携・協力事業者等は除く)。

- ①提出書類
 - ア 様式第1号 企画提案参加申込書(1部)
 - イ 様式第2号 誓約書(1部)
※共同企業体の場合は代表企業及び構成員すべての誓約書を提出すること
 - ウ 様式第3号 会社概要書及び業務実績調書(1部)
※会社概要書については様式第3号の内容が記載されている会社案内パンフレットでも可(共同企業体の場合は代表企業及び構成員すべての会社概要を記載すること)
※業務実績調書については過去5年間における類似調査事業(実施中、受託中のものを含む)を記載すること(共同企業体の場合は代表企業、構成員どちらの業務実績を記載しても構わない)
※記載された業務実績の内容を確認できる契約書等の写しを添付すること
 - エ 様式第4号 業務経費見積書(10部: 正本1部、副本9部)
※仕様書記載の「4 業務内容」別に見積もること
※見積書の項目(内訳)をできるだけ詳細に分類して記載すること
 - オ 様式第5号 企画提案概要書(10部: 正本1部、副本9部)
※仕様書を熟読のうえ、本実施要領「5 事業者選定」記載の審査の着目点別に内容を記載すること
 - カ 任意書式 企画提案書(10部: 正本1部、副本9部)

キ 様式第 6 号 共同企業体等一覧表（1部）※共同企業体の場合のみ
ク 様式第 7 号 委任状（共同企業体等）（1部）※共同企業体の場合のみ

- ②提出方法 原則郵送（持参も可）
- ③提出期限 令和 3 年 7 月 2 6 日（月）午後 5 時までには必着
（土、日及び休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで受付）
- ④提出場所 〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1 番 1 号
千葉市役所 5 階 千葉市総合政策局未来都市戦略部
国家戦略特区推進課（担当：高橋）
- ⑤その他 参加申込後に辞退する場合は、参加辞退届出書（任意書式）を持参又は郵送にて提出すること。なお、参加辞退届出書には以下必須項目を記載すること。
必須項目：日付、商号又は名称、代表者氏名（代表者印を押印すること）、辞退理由

（4）ヒアリングについて

本業務委託について業務担当者に直接確認することにより、本業務を確実に実施できるものであるか審査することを目的として、ヒアリングを実施する場合がある。

- ①実施日 令和 3 年 7 月下旬～8 月上旬
※千葉市役所にて実施することとし、詳細は別途電子メールで通知
- ②出席者 業務実施責任者（必須）及び業務担当者の計 3 名まで
- ③内容・時間 提出した企画提案書等について、1 5 分以内で説明すること。
その後、企画提案書等の内容及び審査基準に沿った質疑応答を 1 5 分程度実施。（計 3 0 分程度を想定）
- ④備品等 使用する備品等は、すべて提案者にて用意すること。ただし、プロジェクター、スクリーン及びコンセントは千葉市にて用意する。
- ⑤その他 千葉市情報公開条例第 7 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、ヒアリングは非公開とする。

（5）選定結果の通知について

- ①通知日 令和 3 年 8 月中旬予定
- ②通知方法 企画提案参加申込者全員へ電子メールで結果を通知し、千葉市ホームページで公表。
ただし、審査内容に関する質問や審査結果に関する異議の申し立ては受け付けない。

5 事業者選定

- （1）千葉市が設置する選定委員会の審査員が、審査基準に基づいて、提出された企画提案書等をもとに審査を行い、合計点数が最も高い 1 者を選定する。ただし、合計点数が、委員会が定める基準点を下回った場合は、事業者を選定せず、再度、選定を行う場合がある。
- （2）提出された企画提案書等の審査のほか、必要に応じてヒアリングを実施する。ヒアリングを実施する場合は別途通知する。
- （3）最多得点の提案が複数あった場合は、審査員の合議により選定する。
- （4）企画提案参加申込者が 1 者であっても、同様の審査を行う。
- （5）選定にかかる審査項目及び配点は次のとおりとする。

【審査項目及び配点（100点満点）】

審査項目 (配点)		審査の着目点 ※様式第5号企画提案概要書 記載事項
1	趣旨・目的 (10)	本業務の本市の狙いを十分に理解した提案となっているか。
2	事業内容 (70)	<p>(1) 移動実態調査</p> <p>調査時期や調査範囲は、適切な内容となっているか。</p> <p>調査計画は移動傾向（どこから、どこに、何のために、何を使って等）を明確化できる内容となっているか。</p> <p>調査結果イメージは、コンソーシアムの検討材料として資する内容となっているか。</p> <p>(2) 幕張新都心版 MaaS を見据えた関連データ調査</p> <p>幕張新都心版 MaaS における必要なデータが把握できる計画となっているか。</p> <p>MaaS に関する国土交通省のガイドライン等を十分理解した内容となっているか。</p> <p>提案内容は、コンソーシアムとの連携が図れるものとなっているか。</p> <p>調査結果イメージは、コンソーシアムの検討材料として資する内容となっているか。</p>
3	運営能力・ 事業実施体制 (20)	<p>本事業に類する事業実績、成果を有しているなど、その知識、ノウハウ、経験等を十分に活かせることが期待できるか。また、千葉市の政策等に精通しているか。</p> <p>運営は組織化され、指導・監督体制が整備されているか。また、適切な人員が配置され、工程表は事業の確実な実施、運営が見込めるものとなっているか。</p>

※「2 事業内容（1）移動実態調査及び（2）幕張新都心版 MaaS を見据えた関連データ調査」については、報告書のイメージを添付し、提案すること。

※「3 運営能力・事業実施体制」については、実施体制図（総括責任者、業務実施責任者等の組織体制図）、工程表を添付し提案すること。

6 契約

- (1) 上記により選定された者を、事業の委託契約予定者とする。
- (2) 契約に当たっては、選定された企画提案内容をもとに、委託業務の細部について千葉市と協議を行うこと。なお、協議の結果、委託業務の一部が変更となる場合がある。
- (3) 前項の協議が不成立の場合には、千葉市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。
- (4) 留意事項
 - ① 契約にあたっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。
 - ② 契約保証金は要。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。
 - ③ 業務の一部について、第三者に委託する際は、事前に千葉市の承諾を受けること。
 - ④ 委託料の支払いについては、委託業務完了後一括払いとする。
 - ⑤ 著作権については、仕様書記載のとおりとする。
- (5) 守秘義務

本業務を遂行する上で知り得た情報については、千葉市の承認を得ることなく第三者に漏らしてはならない。

7 失格事項

企画提案参加申込者が次のいずれかに該当すると千葉市が判断した場合は、失格とする。

- (1) 事業者要件を満たさない場合
- (2) 本実施要領を順守しない場合
- (3) 企画提案書等の提出書類の期限を遅延した場合
- (4) 企画提案書等の提出書類に虚偽があった場合
- (5) 企画提案書等の提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (6) 提出された業務経費見積書が委託料上限を超過している場合
- (7) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (8) 前号までに定めるもののほか、提案にあたって著しく審議の公平性に反する行為があった場合

8 その他

- (1) 企画提案書等、提出書類の作成、提出に要する費用は、全て企画提案参加申込者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については、選定結果にかかわらず返却しない。
- (3) 企画提案書等は、千葉市情報公開条例（平成12年市条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、企画提案参加申込者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、選定期間中は、同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (4) 企画提案書の著作権は、当該企画を提案した企画提案参加申込者に帰属するが、千葉市は事業者の選定の公表等必要な場合においては、企画提案書の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) その他、業務遂行上発生した問題等については、千葉市と受託者の協議のうえ、対応を決定することとする。